柳井市地域防災計画

新旧対照表

（風水害等対策編）

<table>
<tr><th></th><th>修　正　案</th><th>現　　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>P4</td><td>
第１部　総則

第２章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所等のとるべき措置

第５節　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>国土交通省中国地方整備局
山口河川国道事務所</td><td>１　（略）
２　地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること。
３　国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への（削除）助言に関すること。
４～９　（略）</td></tr>
<tr><td>農林水産省中国四国農政局</td><td>１～３　（略）
４　農林（削除）関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
５～９　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>防衛省中国四国防衛局</td><td>１　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整に関すること。
２　災害時における米軍部隊との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>総務省中国総合通信局</td><td>１～４　（略）
５　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器、発電機等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</td></tr>
<tr><td>総務省中国四国管区行政評価局（山口行政監視行政相談センター）</td><td>１　被災者への生活支援情報の提供
２　専用電話を備えた相談窓口の開設
３　特別行政相談所の開設</td></tr>
</table>
</td><td>
第１部　総則

第２章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所等のとるべき措置

第５節　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関名</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>国土交通省中国地方整備局
山口河川国道事務所</td><td>１　（略）
２　地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関すること。
３　国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言に関すること。
４～９　（略）</td></tr>
<tr><td>農林水産省中国四国農政局</td><td>１～３　（略）
４　農林漁業関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
５～９　（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>防衛省中国四国防衛局</td><td>１　米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等との連絡調整に関すること。
２　災害時における防衛相本省及び米軍等の連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>総務省中国総合通信局</td><td>１～４　（略）
５　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</td></tr>
</table>
</td><td>表現の適正化

中国四国管区行政評価局（山口行政監視行政相談センター）が指定地方行政機関に指定されたことに伴う追加</td></tr>
<tr><td>P6</td><td>
第６節　山口県警察
<table>
<tr><th>機関名</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>柳井警察署</td><td>１　（略）
２　被災者の救出救助に関すること。
３、４　（略）
５　信号機等交通安全施設（削除）に関すること。
６～８　（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
第６節　山口県警察
<table>
<tr><th>機関名</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>柳井警察署</td><td>１　（略）
２　被災者の救出救護に関すること。
３、４　（略）
５　信号機等交通安全施設の保全に関すること。
６～８　（略）</td></tr>
</table>
</td><td>表現の適正化</td></tr>
</table>

	修　正　案	現　　行	備　考
P6	第８節　指定公共機関 （略） 日本銀行（下関支店）：災害発生時において、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。 （略） 日本通運株式会社（柳井営業所）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、西濃運輸株式会社：（削除）災害時における緊急・復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。 （略） ＮＴＴ西日本株式会社（山口支店）：（略） 株式会社ＮＴＴドコモ（中国支社）：１　（略） ２　災害非常通信の確保及び（削除）情報の伝達に関すること。 ３　（略） ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社）：１　（略） ２　災害非常通信の確保及び（削除）情報の伝達に関すること。 ３　（略） ソフトバンク株式会社（中国ネットワーク技術部）：１　（略） ２　災害非常通信の確保及び（削除）情報の伝達に関すること。 ３　（略）	第８節　指定公共機関 （略） 日本銀行（下関支店）：災害時において、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。 （略） 日本通運株式会社（柳井営業所）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、西濃運輸株式会社：１　災害時における緊急・復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。 （略） 西日本電信電話株式会社（山口支店）：（略） 株式会社ＮＴＴドコモ（中国支社）：１　（略） ２　災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 ３　（略） ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社）：１　（略） ２　災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 ３　（略） ソフトバンク株式会社（中国ネットワーク技術部）：１　（略） ２　災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 ３　（略）	表現の適正化 社名変更
P31	第２部　風水害等対策計画 第１章　災害予防計画 第９節　自主防災活動の促進 ２　対策 （１）市民に対する防災知識の普及（総務部危機管理課） 特別警報・危険警報・警報・注意報発表時及び発災時若しくは発生するおそれがある場合において、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、柳井地区広域消防本部等の協力を得て、災害についての正しい知識や防災対応について、広報紙、イベント、出前講座等を通じて次のようなことを普及啓発する。 なお、普及啓発に当たっては、防災週間、津波防災の日、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、映像、動画及び疑似体験装置等の活用も図る。	第２部　風水害等対策計画 第１章　災害予防計画 第９節　自主防災活動の促進 ２　対策 （１）市民に対する防災知識の普及（総務部危機管理課） 特別警報・警報・注意報発表時及び発災時若しくは発生するおそれがある場合において、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、柳井地区広域消防本部等の協力を得て、災害についての正しい知識や防災対応について、広報紙、イベント、出前講座等を通じて次のようなことを普及啓発する。 なお、普及啓発に当たっては、防災週間、津波防災の日、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、映像、動画及び疑似体験装置等の活用も図る。	防災気象情報の体系整理に伴う変更

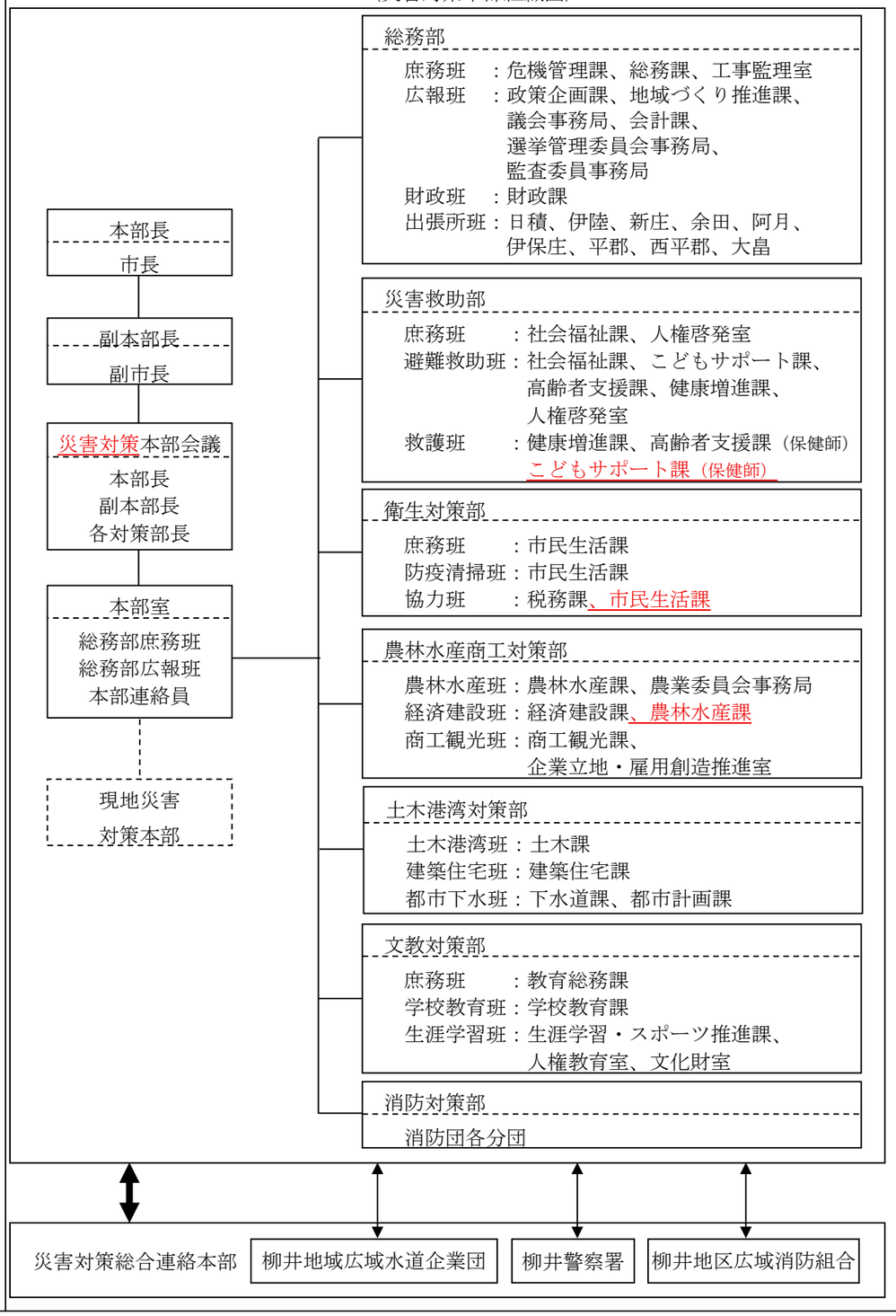
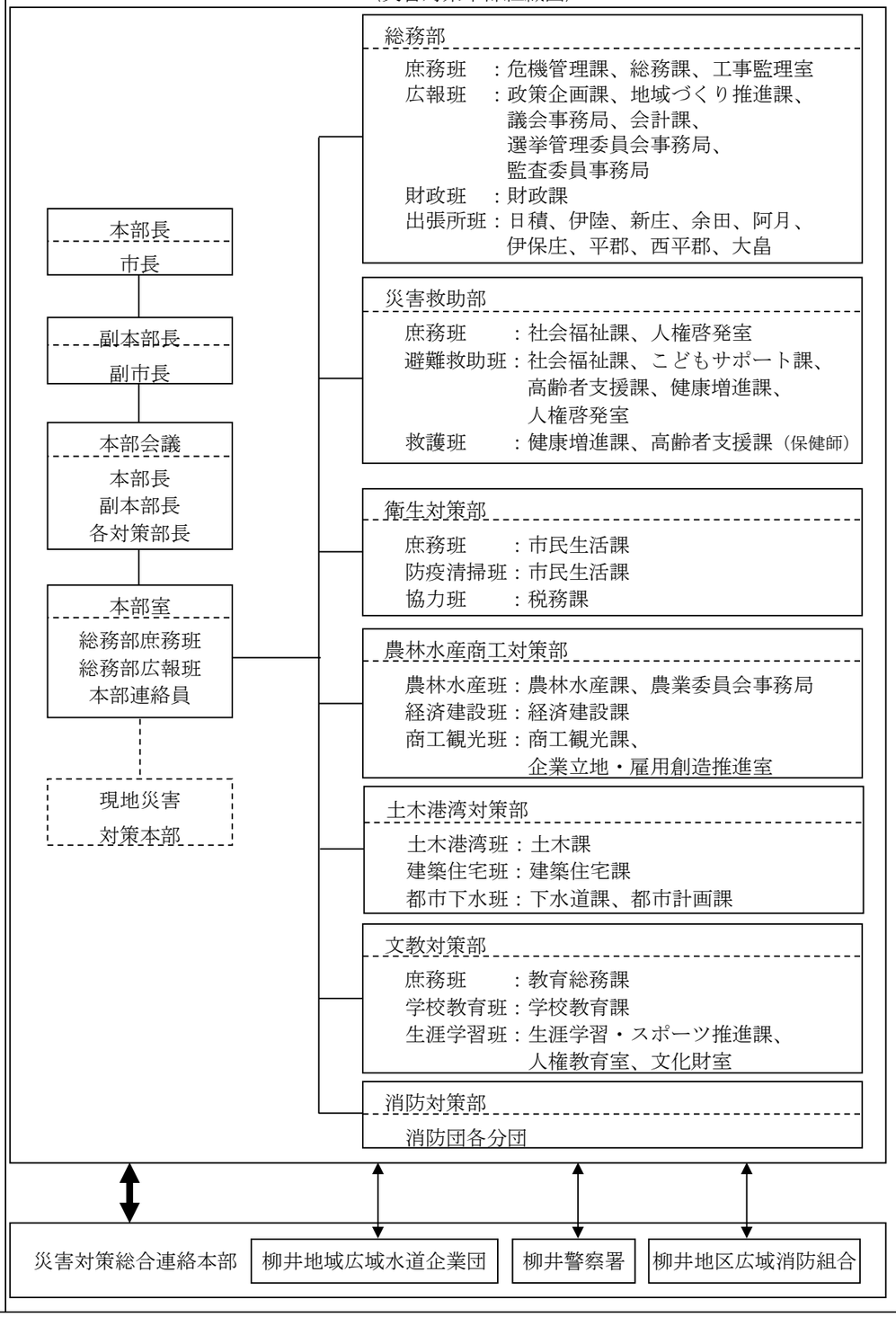
	修　正　案	現　　行	備　考
	第 10 節　防災教育の推進	第 10 節　防災教育の推進	
	２　対策	２　対策	
	（１）学校教育の場での防災教育の推進（教育委員会教育総務課、学校教育課）	（１）学校教育の場での防災教育の推進（教育委員会教育総務課、学校教育課）	
P34	ア　学校における災害応急対策計画の策定指導 教育委員会教育総務課及び学校教育課は、校長に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するよう指導するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。	ア　学校における災害応急対策計画の策定指導 教育委員会教育総務課及び学校教育課は、校長に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するよう指導するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。	表現の適正化
	（シ）避難所の開設・運営（柳井市災害対策本部との連絡体制・初動対応）	（シ）避難所の開設・運営（市本部との連絡体制・初動対応）	
	第 12 節　職員に対する防災研修の充実	第 12 節　職員に対する防災研修の充実	
	２　対策	２　対策	
P42	（２）防災に関する研修の実施及び参加（総務部危機管理課） 災害時に的確な応急対策を実施するためには、職員の各々が市の行う災害応急対策に熟知し、自分に与えられた役割等について正しく理解しておく必要がある。 また、他の地域での過去の災害の教訓を理解しておくことも重要である。 そこで、総務部危機管理課は、職員に対して市地域防災計画及びその他防災に資する事項に関する研修や実習を実施し、また、外部で開催される防災研修会等にも積極的に職員を参加させることにより職員の資質の維持・向上に努める。 研修で実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。 ①～⑥　（略）	（２）防災に関する研修の実施及び参加（総務部危機管理課） 災害時に的確な応急対策を実施するためには、職員の各々が市の行う災害応急対策に熟知し、自分に与えられた役割等について正しく理解しておく必要がある。 また、他の地域での過去の災害の教訓を理解しておくことも重要である。 そこで、総務部危機管理課は、職員に対して地域防災計画及びその他防災に資する事項に関する研修や実習を実施し、また、外部で開催される防災研修会等にも積極的に職員を参加させることにより職員の資質の維持・向上に努める。 研修で実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。 ①～⑥　（略）	表現の適正化
	第 13 節　防災訓練の充実	第 13 節　防災訓練の充実	
P43	１　目標 災害に的確に対処するためには、第 12 節の職員の資質の維持・向上のほか、防災関係機関との連携の強化、市地域防災計画の検証を常に図っていく必要がある。そこで、防災訓練を充実して、災害時の対応能力を維持・向上させていくこととする。	１　目標 災害に的確に対処するためには、第 12 節の職員の資質の維持・向上のほか、防災関係機関との連携の強化、地域防災計画の検証を常に図っていく必要がある。そこで、防災訓練を充実して、災害時の対応能力を維持・向上させていくこととする。	表現の適正化
	２　対策	２　対策	
	（１）市及び防災関係機関等による防災訓練の実施（総務部危機管理課）	（１）市及び防災関係機関等による防災訓練の実施（総務部危機管理課）	
	ア　総合防災訓練	ア　総合防災訓練	
P43	（ア）大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など市地域防災計画の検証を行う。	（ア）大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。	表現の適正化
	第 14 節　組織体制の整備	第 14 節　組織体制の整備	
	２　対策	２　対策	
	（１）災害対策本部体制の充実（総務部危機管理課）	（１）災害対策本部体制の充実（総務部危機管理課）	
P45	イ　初動体制の習熟	イ　初動体制の習熟	表現の適正化

	修　正　案	現　　行	備　考
	初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について総務部危機管理課は、職員に対して市地域防災計画の習熟を図る。	初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統について総務部危機管理課は、職員に対して地域防災計画の習熟を図る。	
P45	ウ　災害対策本部設備等の整備 柳井市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、総務部危機管理課は、以下の災害対策本部設備等の整備を進める。 （ア）～（ウ）　（略） （エ）市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他災害対策本部設置に必要な物品の整備 （オ）　（略）	ウ　本部設備等の整備 本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、総務部危機管理課は、以下の本部設備等の整備を進める。 （ア）～（ウ）　（略） （エ）市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備 （オ）　（略）	表現の適正化 字句の整理
P46	（２）情報の収集・伝達体制の整備 イ　民間協力体制の整備（総務部危機管理課） 災害発生時に被害情報（生き埋め現場、火災発生現場等）の収集や災害情報（気象情報、（削除）応急対策の進捗に関する情報等）の伝達を迅速に行うためには、自主防災組織、自治会、農業協同組合、漁業協同組合等との協力が必要である。 そこで、総務部危機管理課は、各組織、団体等との間で情報の収集・伝達ルートや伝達手段等について協議し、迅速な情報収集・伝達体制を整える。	（２）情報の収集・伝達体制の整備 イ　民間協力体制の整備（総務部危機管理課） 災害発生時に被害情報（生き埋め現場、火災発生現場等）の収集や災害情報（気象情報、土砂災害警戒情報、応急対策の進捗に関する情報等）の伝達を迅速に行うためには、自主防災組織、自治会、農業協同組合、漁業協同組合等との協力が必要である。 そこで、総務部危機管理課は、各組織、団体等との間で情報の収集・伝達ルートや伝達手段等について協議し、迅速な情報収集・伝達体制を整える。	防災気象情報の体系整理に伴う変更
P46	ウ　情報伝達手段の整備（総務部危機管理課）（総合政策部政策企画課・地域づくり推進課） 住民にいち早く情報を伝達するために、防災行政無線（戸別受信機含む。）、防災メール、緊急速報メール、X（旧ツイッター）、フェイスブック、広報車等を活用して広く住民に情報を伝達する。	ウ　情報伝達手段の整備（総務部危機管理課）（総合政策部政策企画課・地域づくり推進課） 住民にいち早く情報を伝達するために、防災行政無線（戸別受信機含む。）、防災メール、緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック、広報車等を活用して広く住民に情報を伝達する。	字句の整理
	第 16 節　緊急輸送活動 ２　対策	第 16 節　緊急輸送活動 ２　対策	
P52	（４）緊急通行車両等の確保（総務部財政課） ・輸送手段の確保	（４）緊急通行車両等の確保（総務部財政課） ア　輸送手段の確保	字句の整理
	第 18 節　地区防災計画	第 18 節　地区防災計画	
P58	１　目標 市地域防災計画の中に、市内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画が規定されることよって、市全体の地域防災計画に基づく防災活動と地区個別の地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区防災力の向上を目指すことを目的とする。	１　目標 市防災計画の中に、市内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画が規定されることよって、市全体の地域防災計画に基づく防災活動と地区個別の地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区防災力の向上を目指すことを目的とする。	表現の適正化
	第２章　災害応急対策計画 第１　組織体制の確立	第２章　災害応急対策計画 第１　組織体制の確立	

	修　正　案	現　　行	備　考
	第１節　活動体制の確立	第１節　活動体制の確立	
	務部庶務班	務部庶務班	
P61	◎　災害対策活動は、平常時の市の業務内容と大きく異なるので、特別の組織を編成する。このため各職員は、各自の役割をよく理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておくこと。 　また、市長ほか災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施すること。 ☆　災害対策本部設置基準について全職員が認識する。 ☆　意思決定者不在の時の対応を明確に行う。 ☆　災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の、代替設置を的確に行う。	◎　災害対策活動は、平常時の市の業務内容と大きく異なるので、特別の組織を編成する。このため各職員は、各自の役割をよく理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておくこと。 　また、市長ほか災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施すること。 ☆　災害対策本部設置基準について全職員が認識する。 ☆　意思決定者不在の時の対応を明確に行う。 ☆　本部が庁舎内に設置できない場合の、代替設置を的確に行う。	表現の適正化
P61	１　災害対策本部設置の判断 　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市内における災害応急対策を実施するため市長が必要と認めるときは、この計画の定めるところにより災害対策本部（削除）を設置する。気象及びその他災害の場合の設置基準は、下表のとおりとする。 　なお、災害対策本部を設置するに至らない災害にあっては、災害対策本部に準じた体制を整え、事態の処理に当たるものとする。	１　災害対策本部設置の判断 　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市内における災害応急対策を実施するため市長が必要と認めるときは、この計画の定めるところにより災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。気象及びその他災害の場合の設置基準は、下表のとおりとする。 　なお、本部を設置するに至らない災害にあっては、本部に準じた体制を整え、事態の処理に当たるものとする。	字句の整理 表現の適正化
P61	〈災害対策本部設置基準〉 《気象災害の場合》 （１）市内に暴風、大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮等の警報、危険警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 　具体的には、 ア　台風の上陸が明らかであるとき。 イ　梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から市長が必要と認める場合　など （２）、（３）　（略） ※　（３）の「必要と認めるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が災害対策本部の２以上の対策部にわたる場合をいうものとする。	〈災害対策本部設置基準〉 《気象災害の場合》 （１）気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮の警報が発表され、相当規模の災害の発生が予測されるとき。 　具体的には、 ア　台風の上陸が明らかであるとき。 イ　梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から市長が必要と認める場合　など （２）、（３）　（略） ※　（３）の「必要と認めるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が市本部の２以上の対策部にわたる場合をいうものとする。	防災気象情報の体系整理に伴う変更
	２　災害対策本部の設置準備 　次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。	２　災害対策本部の設置準備 　次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。	
P62	（３）災害対策本部設置の判断のもと、災害対策本部（削除）室（場所：401 会議室）（以下「本部室」という。）の設営に入る。被害状況により、401 会議室に設営できないときは、サンビームやない内に代替設置を行う。	（３）本部設置の判断のもと、災害対策本部本部室（場所：401 会議室）の設営に入る。被害状況により、401 会議室に設営できないときは、サンビームやない内に代替設置を行う。	表現の適正化
P62	（４）山口県庁との通信手段の確保を行い、災害対策本部の設置を報告する。	（４）山口県庁との通信手段の確保を行い、本部の設置を報告する。	表現の適正化 番号修正

	修　正　案	現　　行	備　考
P63	<table><tr><td>山口県庁 連絡先</td><td>県総務部 防災危機管理課 危機対策班</td><td>昼間　℡083-933-2370 夜間　℡083-933-2390 FAX 083-933-2408</td><td>防災行政無線 地上系 *-7-2370 衛星系 88-035-201-2370</td></tr></table> ３　災害対策本部の設置 （１）災害対策本部組織の確立 災害対策本部の組織は、以下のとおり編成する。ただし、夜間、休日において、災害が発生した時等においては、計画どおりの職員の参集が得られない場合がある。この場合は、人命の救出に係わる活動を最重要活動としてとらえ、災害対策本部長（市長）（以下「本部長」という。）が適宜配備していく。 ウ　災害対策本部会議 応急対策など的確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項等を決定する災害対策本部会議を設置する。災害対策本部会議は、本部長、副本部長、各対策部の部長をもって構成し、その庶務は、総務部庶務班が担当する。 エ　本部室 災害に係る情報を一元的に管理し、市全体の活動を調整する機関として（削除）本部室（削除）を設置する。本部室は、総務部庶務班、総務部広報班、災害対策本部連絡員（以下「本部連絡員」という。）で構成し、総務部庶務班が総括する。 キ　地域拠点（出張所等） 日積・伊陸・新庄・余田・阿月・伊保庄・平郡・西平郡・大畠の各出張所等を、災害時の地域拠点として位置づける。これらの地域拠点において、総務部出張所班が、災害対策本部との情報連絡、管轄区域内の状況把握、住民への情報提供等の活動を行う。 災害の危険が迫り、出張所等建物からの避難が必要であると判断される場合は、最寄りの安全な避難場所等に地域拠点機能を移転するものとする。 ケ　災害対策総合連絡本部 非常災害に際して防災関係機関及び各種団体等との有機的な協力関係を確保し、各種災害情報の共有化を図り、防災及び救助その他緊急措置の適切かつ円滑な実施を行うため、必要に応じて柳井市災害対策総合連絡本部（場所：３階大会議室）（以下「連絡本部」という。）を設置する。 連絡本部の設置の判断は本部長が行い、設置する場合の庶務は総務部庶務班が担当する。連絡本部には、以下の防災関係機関、各種団体の内から必要な職員の派遣を求めるものとする。 なお、連絡本部の設置にまで至らない場合においても、必要に応じ、防災関係機関、各種団体に対し、災害対策本部への職員派遣を求めるものとする。 （略） ＮＴＴ西日本株式会社山口支店 （略）	<table><tr><td>山口県庁 連絡先</td><td>県総務部 防災危機管理課 危機対策班</td><td>昼間　℡083-933-2370 夜間　℡083-933-2390</td><td>地上系 1-*-880～888 衛星系 88-201-2370 FAX 083-933-2408</td></tr></table> ３　災害対策本部の設置 （１）本部組織の確立 本部の組織は、以下のとおり編成する。ただし、夜間、休日において、災害が発生した時等においては、計画どおりの職員の参集が得られない場合がある。この場合は、人命の救出に係わる活動を最重要活動としてとらえ、本部長（市長）が適宜配備していく。 ウ　本部会議 応急対策など的確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項等を決定する本部会議を設置する。本部会議は、本部長、副本部長、各対策部の部長をもって構成し、その庶務は、総務部庶務班が担当する。 エ　本部室 災害に係る情報を一元的に管理し、市全体の活動を調整する機関として災害対策本部室（以下「本部室」という。）を設置する。本部室は、総務部庶務班、総務部広報班、本部連絡員で構成し、総務部庶務班が総括する。 キ　地域拠点（出張所等） 日積・伊陸・新庄・余田・阿月・伊保庄・平郡・西平郡・大畠の各出張所等を、災害時の地域拠点として位置づける。これらの地域拠点において、総務部出張所班が、本部との情報連絡、管轄区域内の状況把握、住民への情報提供等の活動を行う。 災害の危険が迫り、出張所等建物からの避難が必要であると判断される場合は、最寄りの安全な避難場所等に地域拠点機能を移転するものとする。 ケ　災害対策総合連絡本部 非常災害に際して防災関係機関及び各種団体等との有機的な協力関係を確保し、各種災害情報の共有化を図り、防災及び救助その他緊急措置の適切かつ円滑な実施を行うため、必要に応じて柳井市災害対策総合連絡本部（場所：３階大会議室）（以下「連絡本部」という。）を設置する。 連絡本部の設置の判断は本部長が行い、設置する場合の庶務は総務部庶務班が担当する。連絡本部には、以下の防災関係機関、各種団体の内から必要な職員の派遣を求めるものとする。 なお、連絡本部の設置にまで至らない場合においても、必要に応じ、防災関係機関、各種団体に対し、災害対策本部への職員派遣を求めるものとする。 （略） 西日本電信電話株式会社山口支店 （略）	表現の適正化 字句の整理 社名変更

	修　正　案	現　　行	備　考
P65	（２）災害対策本部設置通知	（２）本部設置通知	表現の適正化
P65	（３）災害対策本部の標識の掲示 災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の標識を本部室前に掲示する。	（３）本部の標識の掲示 災害対策本部を設置したときは、本部の標識を本部室前に掲示する。	表現の適正化
P65	４　自主防災組織、自治会等との連携 災害対策本部の設置がなされた際、災害対策本部職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。しかし、災害の発生状況や規模によっては、市職員だけでの人力（マンパワー）では、対策に不備不足が生じる場合がある。その場合、災害対策本部と自主防災組織、自治会等が、下記事項等に対し密接な連携をとり、適切な応急対策活動の実施に努める。	４　自主防災組織、自治会等との連携 災害対策本部の設置がなされた際、災害対策本部職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。しかし、災害の発生状況や規模によっては、市職員だけでの人力（マンパワー）では、対策に不備不足が生じる場合がある。その場合、本部と自主防災組織、自治会等が、下記事項等に対し密接な連携をとり、適切な応急対策活動の実施に努める。	表現の適正化
P65	５　災害対策本部の廃止 （１）災害対策本部の廃止の判断 本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止するものとする。	５　災害対策本部の廃止 （１）本部の廃止の判断 本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。	表現の適正化
P66	６　災害警戒本部の設置 本部長は、市内に大雨、土砂災害、暴風、高潮、暴風雪又は波浪の各警報の一つ以上が発表され、市内に相当規模の災害が発生、又は発生するおそれがあるが、災害対策本部を設置するには至らないときは、柳井市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置する。 災害警戒本部の設置準備、運営等については、災害対策本部の手順に準じて行う。 なお、事態の推移に伴い、災害対策本部に移行する。	（新設）	災害警戒本部の設置に関する記載の追加

	修　正　案	現　　行	備　考
P66	〈災害対策本部組織図〉  	〈災害対策本部組織図〉  	所属事務の構成 課修正 表現の適正化

修正案

P67

〈班の編成及び所掌事務〉

部	部長	班名	班長	所掌事務	構成課等
総務部	総務部長 （副） 総合政策部長	（略）			
		出張所班	各出張所長等	１　（略） ２　災害対策本部との通報連絡に関すること ３～６　（略）	（略）
（略）					
衛生対策部	市民部長	（略）			
		協力班	税務課長	１～４　（略）	税務課 市民生活課
（略）					
文教対策部	教育長 （副） 教育部長	（略）			
		庶務班	教育総務課長	１～４　（略） ５　（削除）本部室との連絡に関すること	（略）
		（略）			
		生涯学習班	生涯学習・スポーツ推進課長	生涯学習及び体育施設の災害対策及び被害調査に関すること	生涯学習・スポーツ推進課 人権教育室 文化財室
（略）					
水防部	建設部長 （副） 経済部長	（略）			
		水防班	経済建設課長	１～４　（略）	経済建設課 農林水産課 農業委員会事務局 建築住宅課 都市計画課 土木課 下水道課

第２節　動員配備

１　動員配備の時期・区分の決定及び職員の服務

P72

（１）動員の順序

ウ　災害警戒本部体制

災害警戒本部設置に伴い、第２警戒体制の職員の増員について、主管部（次）長が必要に応じ配備を命ずる。

現行

〈班の編成及び所掌事務〉

部	部長	班名	班長	所掌事務	構成課等
総務部	総務部長 （副） 総合政策部長	（略）			
		出張所班	各出張所長等	１　（略） ２　本部との通報連絡に関すること ３～６　（略）	（略）
（略）					
衛生対策部	市民部長	（略）			
		協力班	税務課長	１～４　（略）	税務課
（略）					
文教対策部	教育長 （副） 教育部長	（略）			
		庶務班	教育総務課長	１～４　（略） ５　災害対策本部室との連絡に関すること	（略）
		（略）			
		生涯学習班	生涯学習・スポーツ推進課長	生涯学習及び体育施設の災害対策及び被害調査に関すること	生涯学習・スポーツ推進課 人権教育室
（略）					
水防部	建設部長 （副） 経済部長	（略）			
		水防班	経済建設課長	１～４　（略）	経済建設課 農林水産課 農業委員会事務局 土木課 下水道課

第２節　動員配備

１　動員配備の時期・区分の決定及び職員の服務

（１）動員の順序

ウ　災害警戒本部体制

本部設置に伴い、第２警戒体制の職員の増員について、主管部（次）長が必要に応じ配備を命ずる。

備考

所属事務の構成課修正

表現の適正化

表現の適正化

修　正　案

なお、事態の推移に伴い災害対策本部体制に切り替える体制とする。

エ　災害対策本部体制

災害対策本部設置に伴い、災害対策本部組織図により、各班長が班員を呼集し、出先機関職員については、所管施設の被害状況を迅速に把握し、災害対策本部に連絡を行う。

その後の対応については、災害対策本部の指示に従う。

（２）動員配備基準

種別		体制の時期の基準
第１警戒体制	情報班体制	１　柳井市に大雨、土砂災害の各レベル２注意報の一つ以上が発表されたとき。 （削除） ２　その他状況により、市長が命じたとき。
	警戒配備体制	１　情報班体制設置後、先行雨量の状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合。 ２　柳井市に次のレベル２注意報又は警報の一つ以上が発表されたとき。 （１）大雨、土砂災害、高潮の各レベル２注意報 （２）大雪警報 ３　その他状況により、市長が命じたとき。
第２警戒体制		１　柳井市に次の警報の一つ以上が発表されたとき。 （１）大雨、土砂災害、高潮の各レベル３警報 （２）暴風、暴風雪、波浪の各警報 ２　その他状況により、市長が命じたとき。
災害警戒本部体制		柳井市に次の警報の一つ以上が発表され、柳井市に相当規模の災害が発生又は発生するおそれがあるが、災害対策本部を設置するには至らないとき。 （１）大雨、土砂災害、高潮の各レベル３警報 （２）暴風、暴風雪、波浪の各警報
災害対策本部体制		市域の全部又は一部に災害が発生又は発生するおそれがある場合において、市長が発生予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認めたとき。

（３）課別動員体制

配備体制		配備基準		配備課	職員参集基準
第１警戒体制	情報班体　制	風水害対　策	レベル２大雨注意報 レベル２土砂災害注意報	危機管理課 土木課	あらかじめ所属長が指名した職員
	警戒配備体制	風水害対　策	レベル２大雨注意報 レベル２土砂災害注意報	危機管理課 土木課 下水道課 経済建設課	

現　行

なお、事態の推移に伴い災害対策本部体制に切り替える体制とする。

エ　災害対策本部体制

本部設置に伴い、災害対策本部組織図により、各班長が班員を呼集し、出先機関職員については、所管施設の被害状況を迅速に把握し、本部に連絡を行う。

その後の対応については、本部の指示に従う。

（２）動員配備基準

種別		体制の時期の基準
第１警戒体制	情報班体制	１　柳井市に大雨、洪水の各注意報の一つ以上が発表されたとき。 ２　柳井市に大雪警報が発表されたとき。 ３　その他状況により、市長が命じたとき。
	警戒配備体制	１　情報班体制設置後、先行雨量の状況等から情報班が本体制の設置を指示した場合。 ２　柳井市に大雨、洪水、高潮注意報、大雪警報の一つ以上が発表されたとき。 ３　その他状況により、市長が命じたとき。
第２警戒体制		１　柳井市に大雨、洪水、暴風、高潮、暴風雪又は波浪の各警報の一つ以上が発表されたとき。 ２　その他状況により、市長が命じたとき。
災害警戒本部体制		柳井市に大雨、洪水、暴風、高潮、暴風雪又は波浪の各警報の一つ以上が発表され、柳井市に相当規模の災害が発生又は発生するおそれがあるが、災害対策本部を設置するには至らないとき。
災害対策本部体制		市域の全部又は一部に災害が発生又は発生するおそれがある場合において、市長が発生予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認めたとき。

（３）課別動員体制

配備体制		配備基準		配備課	職員参集基準
第１警戒体制	情報班体　制	風水害対　策	大雨注意報 洪水注意報	危機管理課 土木課	あらかじめ所属長が指名した職員
	警戒配備体制	風水害対　策	大雨注意報 洪水注意報	危機管理課 土木課 下水道課 経済建設課	

備　考

表現の適正化

防災気象情報の体系整理に伴う変更

防災気象情報の体系整理に伴う変更

	修　正　案	現　　行	備　考

修正案

			レベル２高潮注意報	危機管理課 土木課 経済建設課	
		雪　害 対　策	大雪警報	危機管理課 土木課	
第２警戒体制		風水害 対　策	レベル３大雨警報 レベル３土砂災害警報 暴風警報 レベル３高潮警報 暴風雪警報 波浪警報	危機管理課 総務課 土木課 建築住宅課 都市計画課 下水道課 農林水産課 経済建設課 政策企画課 地域づくり推進課 各出張所・連絡所	あらかじめ所属長が指名した職員
災害警戒本部体制		風水害 対　策	レベル３大雨警報 レベル３土砂災害警報 暴風警報 レベル３高潮警報 暴風雪警報 波浪警報	全ての部署	あらかじめ所属長が指名した職員
災害対策本部体制				全職員による非常体制	

現行

			高潮注意報	危機管理課 土木課 経済建設課	
		雪　害 対　策	大雪警報	危機管理課 土木課	
第２警戒体制		風水害 対　策	高潮注意報（警報言及） 大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報、暴風雪警報、波浪警報	危機管理課 総務課 土木課 建築住宅課 都市計画課 下水道課 農林水産課 経済建設課 政策企画課 地域づくり推進課 各出張所・連絡所	あらかじめ所属長が指名した職員
災害警戒本部体制		風水害 対　策	大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報、暴風雪警報、波浪警報	全ての部署	あらかじめ所属長が指名した職員
災害対策本部体制				全職員による非常体制	

P74

修正案
（４）災害対策本部職員の服務
　全ての職員は、災害対策本部が設置された場合は、次の事項を順守する。
ア　常に災害に関する情報、災害対策本部関係の指示に注意すること。
イ～コ　（略）

現行
（４）本部職員の服務
　全ての職員は、本部が設置された場合は、次の事項を順守する。
ア　常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること。
イ～コ　（略）

備考：表現の適正化

P75

修正案
２　動員配備の伝達
（２）休日又は退庁後等勤務時間外
　勤務時間外において、警戒体制、災害警戒本部体制又は災害対策本部体制をとる場合は、課別動員体制に基づき職員に指令を行う。
　なお、職員は、通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害を覚知した際には自主的な参集に努めるものとする。

現行
２　動員配備の伝達
（２）休日又は退庁後等勤務時間外
　勤務時間外において、警戒体制又は本部体制をとる場合は、課別動員体制に基づき職員に指令を行う。
　なお、職員は、通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害を覚知した際には自主的な参集に努めるものとする。

備考：表現の適正化

P75

修正案
４　応援職員の要請
　災害対策本部の各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとするときは、総務部長（総務部庶務班）に対し、次の要領で応援職員を要請するも

現行
４　応援職員の要請
　本部の各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとするときは、総務部長（総務部庶務班）に対し、次の要領で応援職員を要請するものとする。

備考：表現の適正化

	修　正　案	現　　行	備　考
	のとする。		
	第２　初動期における災害応急対策活動 第１節　風水害に関する情報の収集・伝達 総務部庶務班 総務部広報班	第２　初動期における災害応急対策活動 第１節　風水害に関する情報の収集・伝達 総務部庶務班 総務部広報班	
P76	**◎　風水害に関して発表される防災気象情報（特別警報、危険警報、警報、注意報、情報（気象業務法による。））を的確に把握し、必要に応じて住民へ伝達する。** **＊　水防警報は、第３章柳井市水防計画に定める。**	**◎　風水害に関して発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報、情報（気象業務法による。））を的確に把握し、必要に応じて住民へ伝達する。** **＊　水防警報は、第３章柳井市水防計画に定める。**	防災気象情報の体系整理に伴う変更
	１　気象庁が発表する防災気象情報の収集・伝達	１　気象庁が発表する防災気象情報の収集・伝達	
P76	（１）基本方針 大雨が予想され、また、台風の接近などが予想されるときに気象庁から発表される防災気象情報（特別警報、危険警報、警報、注意報、情報（気象業務法による。））については、各防災関係機関及び住民が、直接テレビ、インターネット等で入手するものとし、総務部広報班は、必要な場合、迅速に住民に伝達する。時に、警報等の発表から間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、住民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。	（１）基本方針 大雨が予想され、また、台風の接近などが予想されるときに気象庁から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報、情報（気象業務法による。））については、各防災関係機関及び住民が、直接テレビ、インターネット等で入手するものとし、総務部広報班は、必要な場合、迅速に住民に伝達する。時に、警報等の発表から間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、住民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。	防災気象情報の体系整理に伴う変更
P76	○注意報、警報、危険警報、特別警報及び土砂災害警戒情報とは 注意報：災害が発生するおそれがある場合、注意を呼びかける。 種類：レベル２氾濫、レベル２大雨、レベル２土砂災害、レベル２高潮、大雪、強風、風雪、波浪、雷、濃霧、乾燥、なだれ、着氷、着雪、融雪、霜、低温 警報：重大な災害が発生するおそれがある場合、警戒を呼び掛ける。 種類：レベル３氾濫、レベル３大雨、レベル３土砂災害、レベル３高潮、大雪、暴風、暴風雪、波浪 危険警報：重大な災害が発生するおそれが大きい危険な状況である旨を警告する。 種類：レベル４氾濫、レベル４大雨、レベル４土砂災害、レベル４高潮 特別警報：警報の発表基準をはるかに超える豪雨や暴風雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大限の警戒（命を守る行動）を呼び掛ける。 種類：レベル５氾濫、レベル５大雨、レベル５土砂災害、レベル５高潮、大雪、暴風、暴風雪、波浪 土砂災害警戒情報：大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第 11 条及び災害対策基本法第 40 条及び第 55 条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。県は市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第 27 条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。	○注意報、警報、特別警報及び土砂災害警戒情報とは 注意報：災害が発生するおそれがある場合、注意を呼びかける。 種類：大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着水、着雪 警報：重大な災害が発生するおそれがある場合、警戒を呼び掛ける。 種類：大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮 特別警報：警報の発表基準をはるかに超える豪雨や暴風雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大限の警戒（命を守る行動）を呼び掛ける。 種類：大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮 土砂災害警戒情報：大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、避難指示の発令判断や自主避難の判断の参考となるように、県と気象庁が共同で発表する防災情報	防災気象情報の体系整理に伴う変更

修正案

	なお、土砂災害警戒情報は、気象業務法第 13 条の土砂崩れに関する警報と一体として、レベル４土砂災害危険警報という情報名称を用いて通知等する。

P77

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

① 警戒基準

（削除）気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が基準に達したときとする。

P77

○ 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準

柳井市	発表官署：下関地方気象台			
	一次細分区域：東部　　市町村等をまとめた地域：柳井・光			
特別警報	レベル５大雨	表面雨量指数基準		レベル５大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準		レベル５大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル５土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準		基準値以上となる 1km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル５高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位		レベル５高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合
	暴風	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合		
	波浪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合		
危険警報	レベル４大雨	表面雨量指数基準		対象格子においてレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準		対象河川の格子においてレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル４土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準		レベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル４高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位		レベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね６時間前までに発表）
警報	レベル３大雨	表面雨量指数基準		レベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準		レベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準＊		レベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル３土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準		レベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね３～６時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル３高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位		レベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね 12 時間前までに発表）
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	陸上	12 時間降雪の深さ 10cm
			海上	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	3.0m	
注意報	レベル２大雨	表面雨量指数基準		レベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準		レベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準＊		レベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合

現行

P77

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

① 警戒基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が基準に達したときとする。

P77

○ 警報・注意報の基準

柳井市	発表官署：下関地方気象台		
	一次細分区域：東部　　市町村等をまとめた地域：柳井・光		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準 26
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準 133
	洪水		流域雨量指数基準　由宇川流域=9.8,柳井川流域=10.4,土穂石川流域=7.1　　複合基準※1　－　　指定河川洪水予報による基準　－
	暴風（平均風速）		陸上 20m/s　　海上 20m/s
	暴風雪（平均風速）		陸上 20m/s 雪を伴う　　海上 20m/s 雪を伴う
	大雪		平地 12 時間降雪の深さ 10cm　　山地 12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪（有義波高）		3.0m
	高潮（潮位）		2.5m
注意報	大雨		表面雨量指数基準 12　　土壌雨量指数基準 98
	洪水		流域雨量指数基準　由宇川流域=7.8,柳井川流域=8.3,土穂石川流域=5.6　　複合基準※1　－　　指定河川洪水予報による基準　－
	強風（平均風速）		陸上 10m/s、海上 10m/s
	風雪（平均風速）		陸上 10m/s 雪を伴う　　海上 10m/s 雪を伴う
	大雪		平地 12 時間降雪の深さ 5cm　　山地 12 時間降雪の深さ 15cm
	波浪（有義波高）		1.5m
	高潮（潮位）		2.1m
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	融雪		（空欄）
	濃霧（視程）		陸上 100m　　海上 500m
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 65%
	なだれ		積雪の深さ 80cm 以上で、次のいずれか　①気温 3℃以上の好天　②低気圧等による降雨　③降雪の深さ 40cm 以上

備考

防災気象情報の体系整理に伴う変更

防災気象情報の体系整理に伴う変更

<table>
<tr><th></th><th>修　正　案</th><th>現　　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>レベル２土砂災害</td><td>60 分雨量及び土壌雨量指数基準</td><td colspan="2">レベル２土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合</td></tr>
<tr><td>レベル２高潮</td><td>水位（高潮予報区間に限る）又は潮位</td><td colspan="2">レベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね 18 時間前までに発表）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">強風</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上</td><td>10m/s</td></tr>
<tr><td>海上</td><td>10m/s</td></tr>
<tr><td rowspan="2">風雪</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上</td><td>10m/s　雪を伴う</td></tr>
<tr><td>海上</td><td>10m/s　雪を伴う</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大雪</td><td rowspan="2">降雪の深さ</td><td>平地</td><td>12 時間降雪の深さ 5cm</td></tr>
<tr><td>山地</td><td>12 時間降雪の深さ 15cm</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>有義波高</td><td colspan="2">1.5m</td></tr>
<tr><td>雷</td><td colspan="3">落雷等により被害が予想される場合</td></tr>
<tr><td>融雪</td><td colspan="3">（空欄）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">濃霧</td><td rowspan="2">視程</td><td>陸上</td><td>100m</td></tr>
<tr><td>海上</td><td>500m</td></tr>
<tr><td>乾燥</td><td colspan="3">最小湿度 40％で、実効湿度 65％</td></tr>
<tr><td>なだれ</td><td colspan="3">積雪の深さ 80cm 以上で、次のいずれか
１　気温 3℃以上の好天
２　低気圧等による降雨
３　降雪の深さ 40cm 以上</td></tr>
<tr><td>低温</td><td colspan="3">夏期：平年より平均気温が 3℃以上低い日が３日続いた後、さらに２日以上続くと予想される場合
冬期：最低気温-5℃以下</td></tr>
<tr><td>霜</td><td colspan="3">11 月 20 日までの早霜　3 月 20 日以降の晩霜　最低気温 3℃以下</td></tr>
<tr><td>着氷・着雪</td><td colspan="3">大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃，湿度 90％以上</td></tr>
</table>
※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組合せによる基準値を表しています。
</td><td>
<table>
<tr><td>低温</td><td>夏期：平年より平均気温が 3℃以上低い日が３日続いた後、さらに２日以上続くと予想される場合
冬期：最低気温-5℃以下</td></tr>
<tr><td>霜</td><td>11 月 20 日までの早霜　3 月 20 日以降の晩霜　最低気温 3℃以下</td></tr>
<tr><td>着氷・着雪</td><td>大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃～2℃，湿度 90％以上</td></tr>
</table>
記録的短時間大雨情報（１時間雨量）　100mm

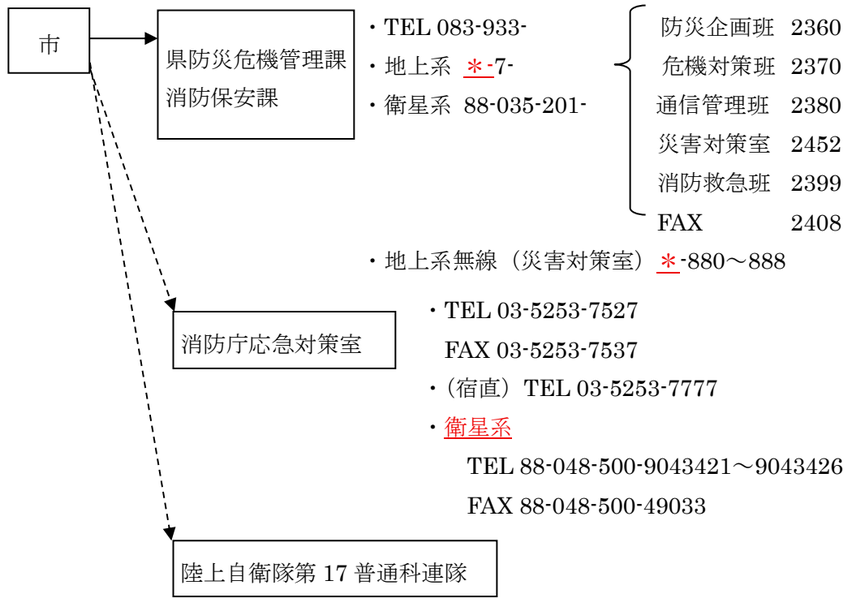
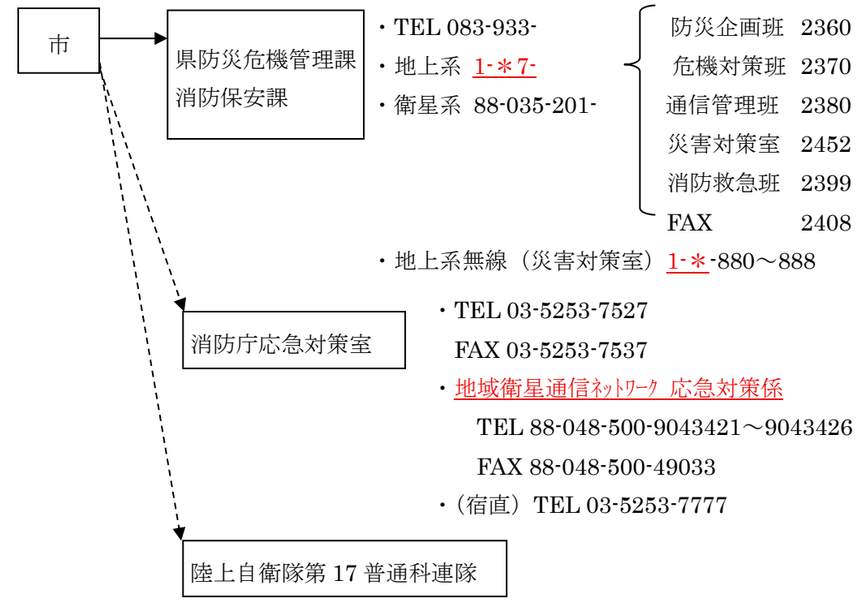
※　土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数です。

※　表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数です。

※　出典は、気象庁 HP「警報・注意報発表基準一覧表（山口県）」（令和７年５月 29 日現在）
</td><td></td></tr>
<tr><td>P84</td><td>第３節　災害情報等の収集報告
１　災害情報収集体制の確立
大規模災害発生時においては、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがあるので、災害情報収集体制に関して市地域防災計画に具体的に定めておくものとする。</td><td>第３節　災害情報等の収集報告
１　災害情報収集体制の確立
大規模災害発生時においては、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがあるので、災害情報収集体制に対して防災計画に具体的に定めておくものとする。</td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td>P84</td><td>２　異常現象の収集報告
災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちにその旨を（削除）災害対策本部総務部庶務班（体制前にあっては総務部危機管理課又は当直）又は柳井警察署、柳井地区広域消防本部若しくは消防団に通報するものとする。
異常現象の通報を受けた（削除）災害対策本部総務部庶務班は、遅滞なく県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するものとする。
なお、その現象が自然現象である場合は、下関地方気象台に併せて通報するものとする。

４　発災初期における災害情報の収集・報告
（３）市から県・自衛隊への報告</td><td>２　異常現象の収集報告
災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちにその旨を市災害対策本部総務部庶務班（体制前にあっては総務部危機管理課又は当直）又は柳井警察署、柳井地区広域消防本部若しくは消防団に通報するものとする。
異常現象の通報を受けた市災害対策本部総務部庶務班は、遅滞なく県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するものとする。
なお、その現象が自然現象である場合は、下関地方気象台に併せて通報するものとする。

４　発災初期における災害情報の収集・報告
（３）市から県・自衛隊への報告</td><td>表現の適正化</td></tr>
</table>

	修　正　案	現　　行	備　考
P87	ア　総務部庶務班（被害等の総括的な情報）  	ア　総務部庶務班（被害等の総括的な情報）  	番号修正 名称変更
P87	イ　災害救助部庶務班（避難所の開設状況、住家被害の状況）  	イ　災害救助部庶務班（避難所の開設状況、住家被害の状況）  	番号修正
P87	ウ　災害救助部救護班（医療機関の被災状況等）  	ウ　災害救助部救護班（医療機関の被災状況等）  	番号修正

修　正　案

P88　エ　土木港湾対策部土木港湾班

農林水産商工対策部経済建設班（道路、港湾、漁港の被害状況等）

市 → 柳井土木建築事務所　TEL 22-0396　地上系＊-54-20～25　衛星系 88-035-243-28
FAX 23-4666　衛星系 88-035-243-38
地上系移動局　（柳井 1）316
（柳井 2）317

(注)土木建築事務所へ伝達できない場合（勤務時間外等）

柳井農林水産事務所 水産部　TEL 22-0740　地上系＊-54-42　衛星系 88-035-243-27
FAX 22-5502　衛星系 88-035-243-37

県土木建築部 道路整備課　TEL 083-933-3680　地上系＊7 -3680　衛星系 88-035-201-3680
FAX 083-933-3689　地上系＊7 -3689　衛星系 88-035-201-3689

農林水産部 漁港漁場整備課　TEL 083-933-3560　地上系＊7 -3560　衛星系 88-035-201-3560
FAX 090-933-3579　地上系＊7 -3579　衛星系 88-035-201-3579

P88　オ　文教対策部庶務班（学校関係の被害状況等）

市 → 県教育庁 学校安全・体育課　TEL 083-933-4673　地上系＊-7 -4673　衛星系 88-035-201-4673
FAX 083-922-8737

7　情報通信体制の確立

P89　（３）非常緊急電話等の承認

非常時には、電話の果たす役割も非常に重要であるため、ＮＴＴと災害時優先電話の指定及び衛星通信車載局・ポータブル衛星通信システムの要請方法並びに災害時用公衆電話の設置場所・運営方法について協議を行い、その体制についての確立を図る。

8　直接即報

P90　（４）消防庁の報告先

勤務時間内(9:30～18:15) ※応急対策室	NTT 回線 衛星系	03-5253-7527 88-048-500-90-49013	FAX 03-5253-7537 FAX 88-048-500-49033
勤務時間外 ※宿直室	NTT 回線 衛星系	03-5253-7777 88-048-500-90-49102	FAX 03-5253-7553 FAX 88-048-500-49036

現　行

エ　土木港湾対策部土木港湾班

農林水産商工対策部経済建設班（道路、港湾、漁港の被害状況等）

市 → 柳井土木建築事務所　TEL 22-0396　地上系 1-＊-54-20～25　衛星系 88-035-243-28
FAX 23-4666　衛星系 88-035-243-38
地上系移動無線（柳井 1）1-316
地上系移動無線（柳井 2）1-317

(注)土木建築事務所へ伝達できない場合（勤務時間外等）

柳井農林水産事務所 水産部　TEL 22-0740　地上系 1-＊-54-42　衛星系 88-035-243-27
FAX 22-5502　衛星系 88-035-243-37

県土木建築部 道路整備課　TEL 083-933-3680　地上系 1-＊7 -3680　衛星系 88-035-201-3680
FAX 083-933-3689　地上系 1-＊7 -3689　衛星系 88-035-201-3689

農林水産部 漁港漁場整備課　TEL 083-933-3560　地上系 1-＊7 -3560　衛星系 88-035-201-3560
FAX 090-933-3579　地上系 1-＊7 -3579　衛星系 88-035-201-3579

オ　文教対策部庶務班（学校関係の被害状況等）

市 → 県教育庁 学校安全・体育課　TEL 083-933-4673　地上系 1-＊-7 -4673　衛星系 88-035-201-4673
FAX 083-922-8737

7　情報通信体制の確立

（３）非常緊急電話等の承認

非常時には、電話の果たす役割も非常に重要であるため、ＮＴＴと災害時優先電話の指定及び衛星通信車載局・ポータブル衛星通信システムの要請方法並びに特設公衆電話の設置場所・運営方法について協議を行い、その体制についての確立を図る。

8　直接即報

（４）消防庁の報告先

消防庁	勤務時間内 (9:30～18:15) ※応急対策室	NTT 回線 衛星系	03-5253-7527 88-048-500-9043421 ～9043426	FAX 03-5253-7537 FAX 88-048-500-9049033
	勤務時間外 ※宿直室	NTT 回線	03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

備　考

番号修正
表現の適正化

番号修正

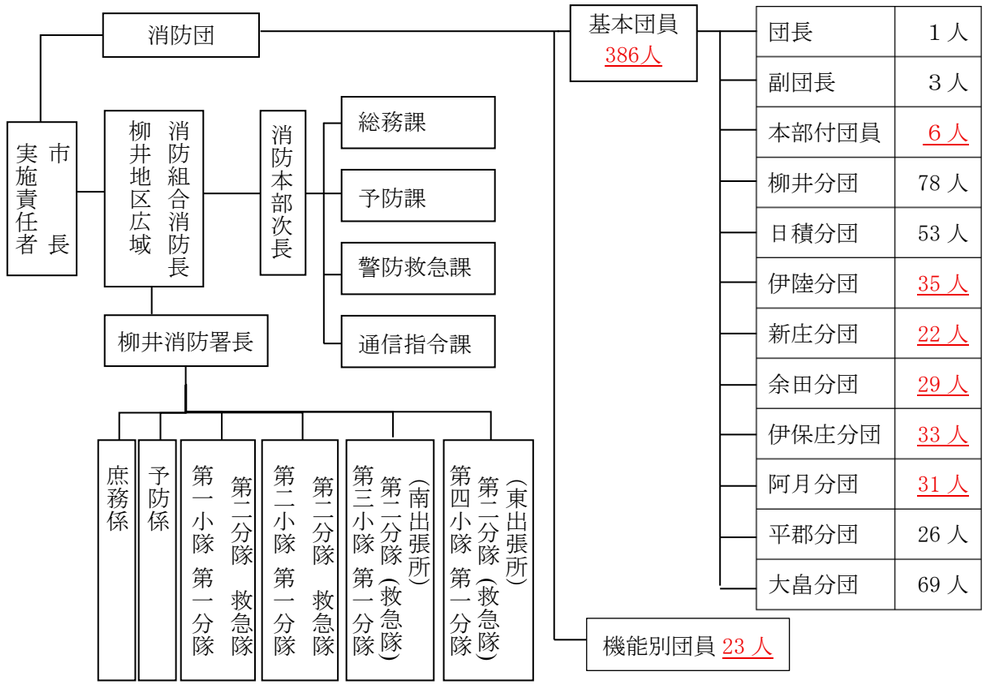
名称変更

番号変更

修　正　案

第４節　消防活動

P91　２　消防の実施責任者、消防の組織（柳井地区広域消防本部）



計 409人（令和８年10月１日現在）

６　広域消防応援・受援

（１）県内広域消防応援計画

P93　オ　応援要請時の連絡先は、下記のとおりとする。

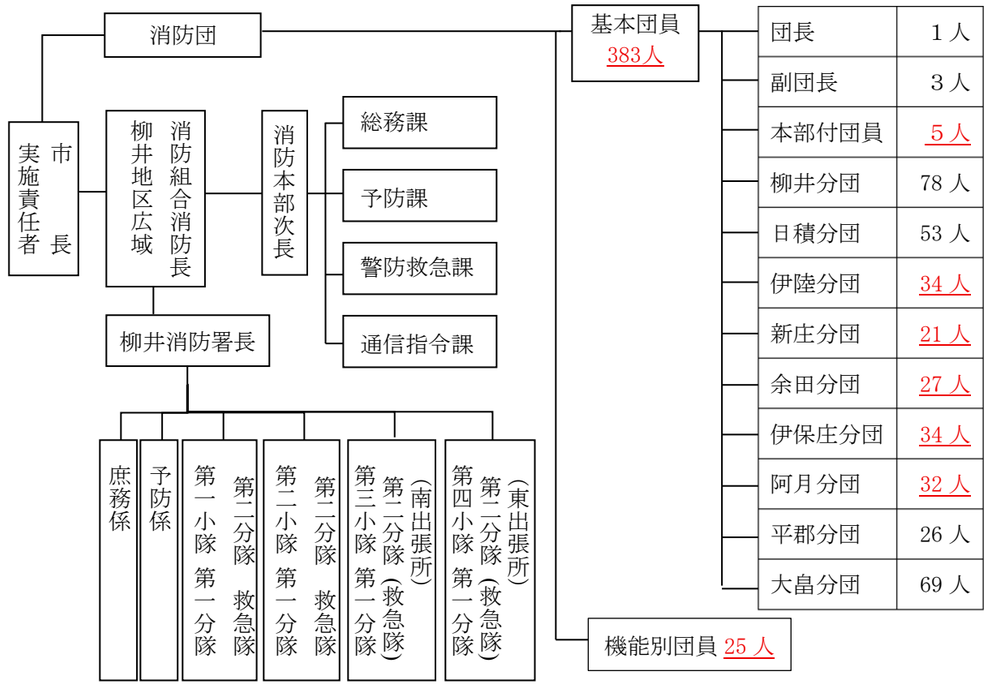
なお、連絡方法は、原則として有線電話又は有線ＦＡＸによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

名称		連絡先		ＮＴＴ回線		県防災行政無線	
				電話	ＦＡＸ	電話	ＦＡＸ
国	消防庁 広域応援室	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	88-048-500-9049013	88-048-500-49033
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	88-048-500-9049101	88-048-500-49036
県	消防保安課 防災危機管理課	昼間 夜間	消防救急班	083-933-2399 083-933-2360	083-933-2479	88-035-201-2399 88-035-201-2360	88-201-2408 (7-2479)
	消防防災航空隊	昼間	消防防災航空セ	0836-37-6422	0836-37-6423	88-035-	(19-265)

現　行

第４節　消防活動

２　消防の実施責任者、消防の組織（柳井地区広域消防本部）



計 408人（令和７年10月１日現在）

６　広域消防応援・受援

（１）県内広域消防応援計画

オ　応援要請時の連絡先は、下記のとおりとする。

なお、連絡方法は、原則として有線電話又は有線ＦＡＸによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

名称		連絡先		ＮＴＴ回線		防災行政無線	
				電話	ＦＡＸ	電話	ＦＡＸ
国	消防庁 広域応援室	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	88-048-500-9049013	88-048-500-9049033
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	88-048-500-9049101	88-048-500-9049036
県	消防保安課 防災危機管理課	昼間 夜間	消防救急班	083-933-2399 083-933-2360	083-933-2479	88-201-2399 88-201-2360	88-201-2408 (7-2479)
	消防防災航空隊	昼間	消防防災航空セ	0836-37-6422	0836-37-6423	88-264	(19-265)

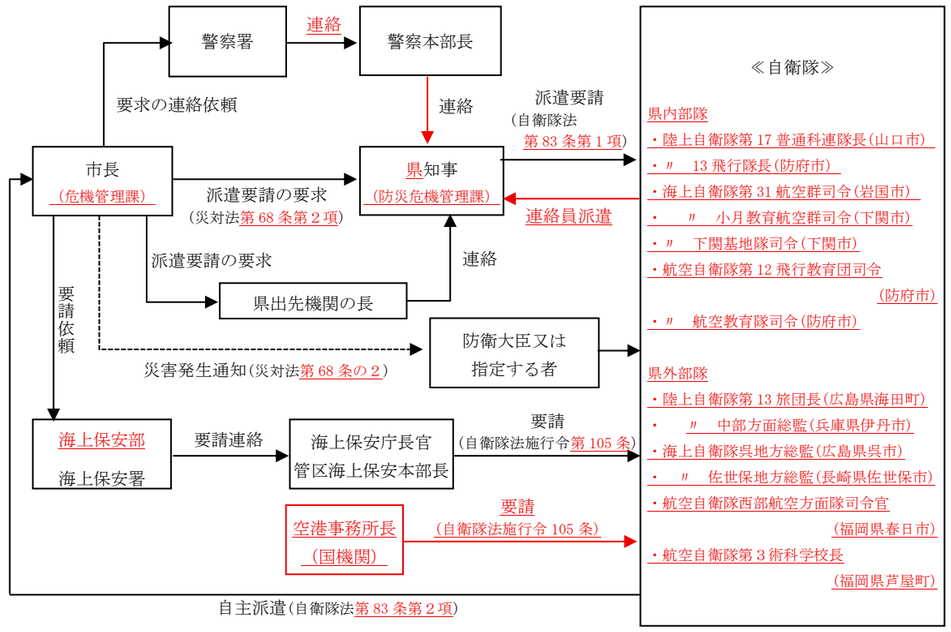
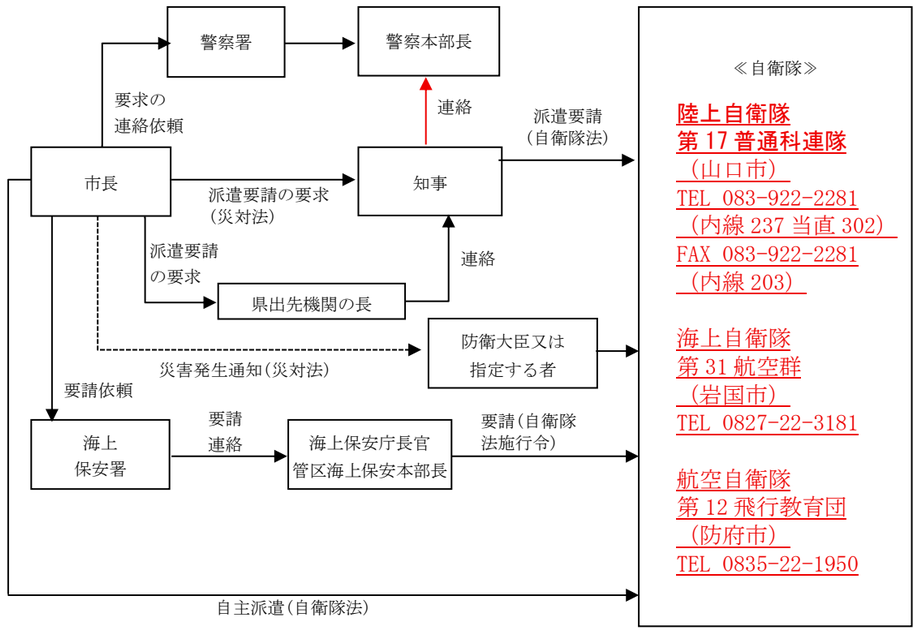
備　考

時点修正

番号修正

	修　正　案							現　　行							備　考		
			夜間	ンター			264-01			夜間	ンター						
	県内消防本部	下関市消防局	昼間	情報指令課	083-233-9119	083-224-0119	88-035-451-01	(19-451)	県内消防本部	下関市消防局	昼間	情報指令課	083-233-9119	083-224-0119	88-451	(19-451)	
			夜間								夜間						
		山口市消防本部	昼間	通信指令課	083-932-2603	083-932-2607	88-035-403-6306	(19-453)		山口市消防本部	昼間	通信指令課	083-932-2603	083-932-2607	88-453	(19-453)	
			夜間								夜間						
		萩市消防本部	昼間	通信指令室	0838-25-2772	0838-26-3951	88-035-454-01	(19-454)		萩市消防本部	昼間	通信指令室	0838-25-2772	0838-26-3951	88-454	(19-454)	
			夜間								夜間						
		防府市消防本部	昼間	通信指令課	0835-24-0119	0835-23-2002	88-035-455-6858	(19-455)		防府市消防本部	昼間	通信指令課	0835-24-0119	0835-23-2002	88-455	(19-455)	
			夜間								夜間						
		下松市消防本部	昼間	通信指令係	0833-45-0119	0833-41-8202	88-035-456-01	(19-456)		下松市消防本部	昼間	通信指令係	0833-45-0119	0833-41-8202	88-456	(19-456)	
			夜間								夜間						
		長門市消防本部	昼間	警防課	0837-22-5295	0837-22-0428	88-035-459-20	(19-459)		長門市消防本部	昼間	警防課	0837-22-5295	0837-22-0428	88-459-20	(19-459)	
			夜間	通信指令室	0837-22-9111						夜間	通信指令室	0837-22-9111				
		美祢市消防本部	昼間	警防課	0837-52-2192	0837-52-0540	88-035-461-01	(19-461)		美祢市消防本部	昼間	警防課	0837-52-2192	0837-52-0540	88-461	(19-461)	
			夜間	通信指令室	0837-52-2176	0837-53-0564					夜間	通信指令室	0837-52-2176	0837-53-0564			
		周南市消防本部	昼間	警防課	0834-22-8762	0834-31-8543	88-035-462-150	(19-462)		周南市消防本部	昼間	警防課	0834-22-8762	0834-31-8543	88-462	(19-462)	
			夜間	指令課	0834-22-8765	9834-31-8543					夜間	指令課	0834-22-8765	9834-31-8543			
		柳井地区広域消防本部	昼間	警防救急課	0820-22-7773	0820-22-7847	88-035-460-9	(19-460)		柳井地区広域消防本部	昼間	警防救急課	0820-22-7773	0820-22-7847	88-460	(19-460)	
			夜間	通信指令課	0820-22-0040						夜間	通信指令課	0820-22-0040				
		光地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0833-74-5603	0833-74-5611	88-035-441	(19-458)		光地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0833-74-5603	0833-74-5611	88-458-133	(19-458)	
			夜間	指令係	0833-74-5604	0833-72-1211					夜間	指令係	0833-74-5604	0833-72-1211			
		岩国地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0827-31-0119	0827-32-2119	88-035-457-01	(19-457)		岩国地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0827-31-0119	0827-32-2119	88-457	(19-457)	
			夜間								夜間						
		宇部・山陽小野田消防局	昼間	警防課	0836-21-6113	0836-33-0745	88-035-452-01	(19-452)		宇部・山陽小野田消防局	昼間	警防課	0836-21-6113	0836-33-0745	88-452	(19-452)	
			夜間	通信指令課	0836-21-2866						夜間	通信指令課	0836-21-2866				
	注）時間帯別の夜間には、休日の昼間も含む。防災行政無線ＦＡＸ（　）は県内間のみ可能								注）時間帯別の夜間には、休日の昼間も含む。防災行政無線ＦＡＸ（　）は県内間のみ可能								
	第６節　避難指示等の発令、避難所の開設等の活動								第６節　避難指示等の発令、避難所の開設等の活動								
	２　避難指示等								２　避難指示等								
P105	（３）避難指示等の基準								（３）避難指示等の基準								防災気象情報の体系整理に伴う変更
	避難指示等の発令基準は、あらかじめ市長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づく危険区域の状況等に応じ、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、定めておくものとする。								避難指示等の発令基準は、あらかじめ市長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づく危険区域の状況等に応じ、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、定めておくものとする。								
	一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。								一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。								
	なお、避難情報に関するガイドライン（内閣府）も参考に発令基準を設定するものとする。								なお、避難情報に関するガイドライン（内閣府）も参考に発令基準を設定するものとする。								
	①　気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。								①　気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。								
	（削除）								②　水位周知河川・その他河川などの流域雨量指数（実況地、予測値）が洪水警報基準を大きく超過するとき。								
	②　防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき。								③　防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき。								
	③　河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき。								④　河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき。								
	④　河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。								⑤　河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。								
	⑤　土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがあるとき。																

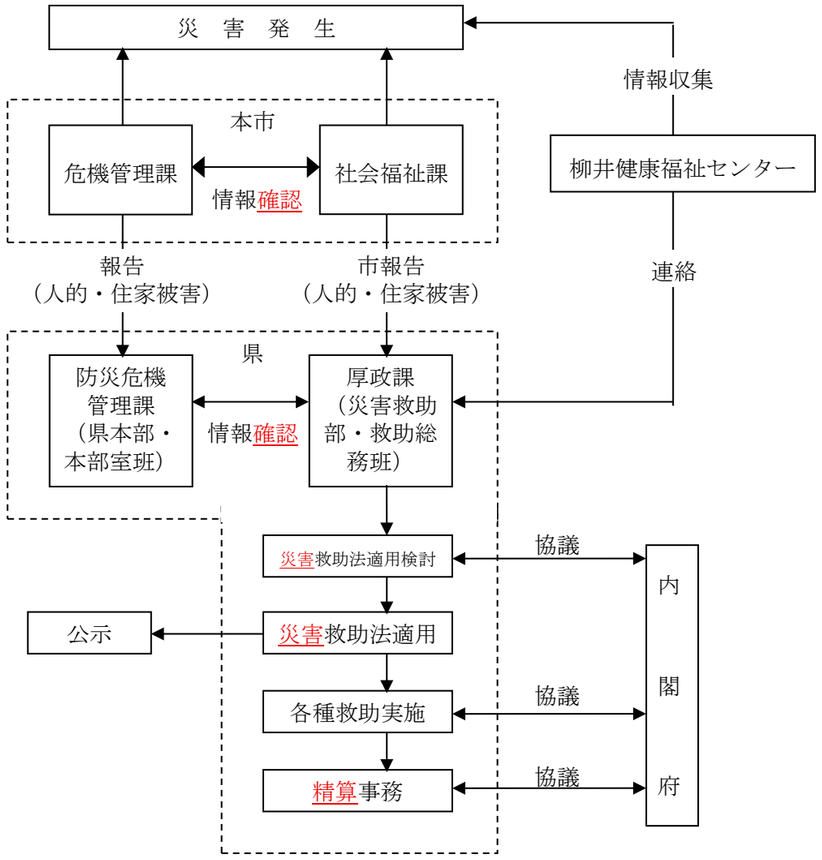
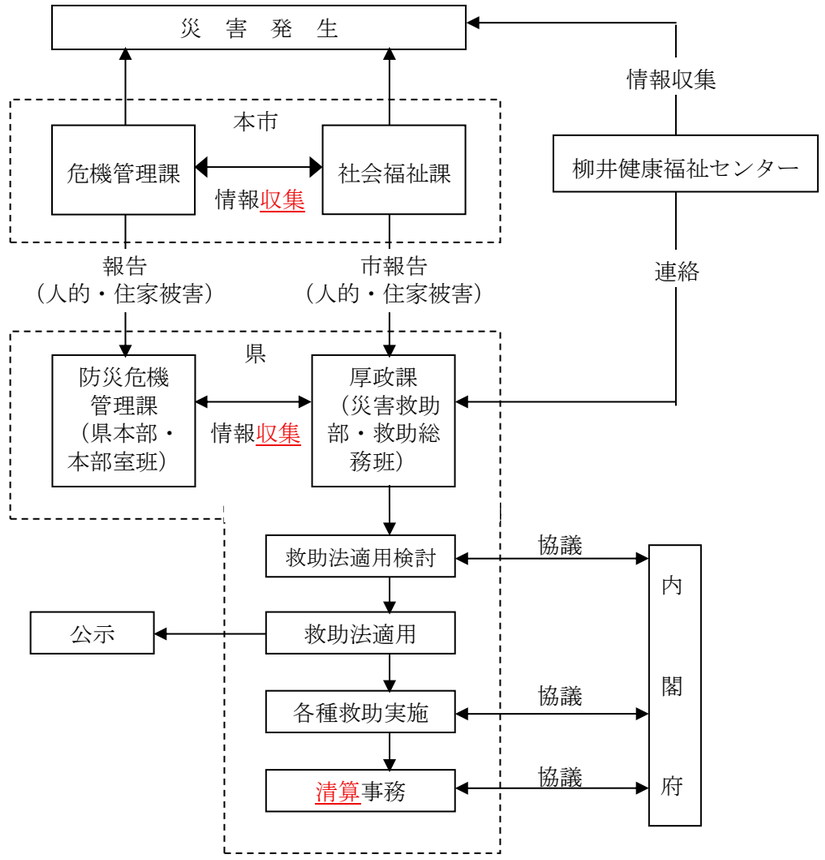
	修　正　案	現　　行	備　考
	（削除） ⑥　大規模な火事で、風下に拡大するおそれがあるとき。 ⑦　大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ⑧　有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき。 ⑨　雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき。 ⑩　その他危険が切迫していると認められるとき。 情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、市民等の積極的な協力を得て実施する。 なお、水害等における避難指示等の発令の判断基準等は、「避難情報に関するガイドライン」として、別に定めるものとする。	⑥　土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがあるとき。 ⑦　土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき。 ⑧　大規模な火事で、風下に拡大するおそれがあるとき。 ⑨　大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ⑩　有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき。 ⑪　雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき。 ⑫　その他危険が切迫していると認められるとき。 情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、市民等の積極的な協力を得て実施する。 なお、水害等における避難指示等の発令の判断基準等は、「避難情報に関するガイドライン」として、別に定めるものとする。	
P113	第７節　広報活動 ２　住民に対する広報 （２）広報内容及び方法 広報活動は、総務部広報班において一元化して実施することが原則であるが、大規模な災害の場合は、広報事項が膨大な量となり、総務部広報班での一元化が迅速な広報の妨げとなる可能性もある。そこで、本部長は、災害対策本部会議の検討を踏まえて、必要に応じ、各対策部及び各班各々での広報活動を許可する。その場合、広報を実施した各対策部及び各班は、逐次広報内容及び広報した日時を総務部広報班に報告する。 広報の内容は前記の報道機関に対する発表内容に準じて行い、防災行政無線、防災メール、広報車、ホームページ、Ｌアラート、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）、自主防災組織、自治会、チラシ等をもって周知するものとする。 また、出張所等を住民への広報拠点と位置づけ、広報事項は全ての出張所等において共有化を図り、いつでも住民に提供できるようにする。 また、要配慮者にも適切に広報できるよう、手話ボランティアなどボランティアとも連携した広報活動に努める。	第７節　広報活動 ２　住民に対する広報 （２）広報内容及び方法 広報活動は、総務部広報班において一元化して実施することが原則であるが、大規模な災害の場合は、広報事項が膨大な量となり、総務部広報班での一元化が迅速な広報の妨げとなる可能性もある。そこで、本部長は、本部会議の検討を踏まえて、必要に応じ、各対策部及び各班各々での広報活動を許可する。その場合、広報を実施した各対策部及び各班は、逐次広報内容及び広報した日時を総務部広報班に報告する。 広報の内容は前記の報道機関に対する発表内容に準じて行い、防災行政無線、防災メール、広報車、ホームページ、Ｌアラート、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）、自主防災組織、自治会、チラシ等をもって周知するものとする。 また、出張所等を住民への広報拠点と位置づけ、広報事項は全ての出張所等において共有化を図り、いつでも住民に提供できるようにする。 また、要配慮者にも適切に広報できるよう、手話ボランティアなどボランティアとも連携した広報活動に努める。	表現の適正化
P114	３　防災関係機関との調整 災害対策総合連絡本部を設置したときは、必要な防災関係機関の連絡員を待機させ、災害対策本部との情報の共有化を図る。 総務部広報班は、広報を実施したときは直ちに関係する連絡員にその旨を通知する。 連絡員は、その旨を所属機関に報告する。 関係機関が個別に広報を実施したときは、連絡員を通じて直ちに市総務部広報班へ以下の事項を通知する。 （１）広報を実施した日時 （２）広報内容	３　防災関係機関との調整 災害対策総合連絡本部を設置したときは、必要な防災関係機関の連絡員を待機させ、市本部との情報の共有化を図る。 総務部広報班は、広報を実施したときは直ちに関係する連絡員にその旨を通知する。 連絡員は、その旨を所属機関に報告する。 関係機関が個別に広報を実施したときは、連絡員を通じて直ちに市総務部広報班へ以下の事項を通知する。 （１）広報を実施した日時 （２）広報内容	表現の適正化

	修　正　案	現　　行	備　考
P115	なお、市及び防災関係機関は、災害対策総合連絡本部での協議等を通じて、広報車両の貸与、合同での広報の実施等広報活動に当たって相互に協力しあい効果的な活動を行う。 第８節　自衛隊の災害派遣要請依頼 １　災害派遣の要請 （２）災害派遣要請 ≪災害派遣要請系統図≫  	なお、市及び防災関係機関は、災害対策総合連絡本部での協議等を通じて、広報車両の貸与、合同での広報の実施等広報活動に当たって相互に協力しあい効果的な活動を行う。 第８節　自衛隊の災害派遣要請依頼 １　災害派遣の要請 （２）災害派遣要請 ≪災害派遣要請系統図≫  	県地域防災計画に準拠
P116	（３）災害派遣連絡窓口一覧表 区分 / 要請先 / 所在地 / 活動内容 陸上自衛隊に対するもの / 第１７普通科連隊長 / 山口市上宇野令 784(083-922-2281)(県庁内線 5184)(防災無線(衛星系)8-035-217) / 車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動 第１３旅団長 / 広島県安芸郡海田町寿町 2-1(082-822-3101)(防災無線(衛星系)8-034-101-941-157) 中部方面総監 / 伊丹市緑ヶ丘 7-1-1(0727-82-0001) 海上自衛隊に対するもの / 呉地方総監 / 呉市幸町 8-1(0823-22-5511)(防災無線(衛星系)8-034-101-89-158) / 艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等 佐世保地方総監 / 佐世保市平瀬町(0956-23-7111) 第３１航空群司令 / 岩国市三角町２丁目(0827-22-3181) 小月教育航空群司令 / 下関市松屋本町 3-2-1(083-282-1180) 下関基地隊司令 / 下関市永田本町 4-8-1(083-286-2323) 航空自衛隊に対するもの / 第 12 飛行教育団司令 / 防府市田島(0835-22-1950 内線 231) / 主として航空機による偵察、人員・物資の輸送、急患搬送等 航空教育隊司令 / 防府市中関(0835-22-1950) 西部航空方面隊司令官 / 春日市原町 3-1-1(092-581-4031 内線 2348) 第３術科学校長 / 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋 144-1(093-223-0981)	（新設）	県地域防災計画に準拠

	修　正　案	現　　行	備　考
	第９節　県への要請及び広域応援要請依頼	第９節　県への要請及び広域応援要請依頼	
	１　県に対する応援要請	１　県に対する応援要請	
P118	（１）協力要請の考え方 大規模災害が発生し、市内の防災能力だけでは対応が不十分であり、県及び他市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、あらかじめ必要事項を明確にしたうえで災害対策本部が協力要請の手続を行う。 応援要請基準としては、本章「第２　第８節　自衛隊の災害派遣要請依頼」の要請基準と同じとし、これに達しない災害であっても活動に支障ある場合は、本部長及び総務部庶務班の判断により、遅滞なく応援要請を行う。	（１）協力要請の考え方 大規模災害が発生し、市内の防災能力だけでは対応が不十分であり、県及び他市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、あらかじめ必要事項を明確にしたうえで本部が協力要請の手続を行う。 応援要請基準としては、本章「第２　第８節　自衛隊の災害派遣要請依頼」の要請基準と同じとし、これに達しない災害であっても活動に支障ある場合は、本部長及び総務部庶務班の判断により、遅滞なく応援要請を行う。	表現の適正化
	第 13 節　緊急輸送体制の確立	第 13 節　緊急輸送体制の確立	
P134	４　災害救助法による輸送基準 （１）輸送の範囲 災害救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。 （略） （２）輸送の期間 ア　災害救助法による各救助の実施期間中とする。	４　災害救助法による輸送基準 （１）輸送の範囲 救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。 （略） （２）輸送の期間 ア　救助法による各救助の実施期間中とする。	表現の適正化
	第 15 節　緊急食料供給体制の確立	第 15 節　緊急食料供給体制の確立	
P144	３　食料の応急供給方針の決定 食料の応急供給方針は、おおむね以下によるものとするが、最終的には１、２の状況把握に基づき決定する。 なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、新物資システム（B-PLo）を活用する。	３　食料の応急供給方針の決定 食料の応急供給方針は、おおむね以下によるものとするが、最終的には１、２の状況把握に基づき決定する。 なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。	国システムの名称変更に伴う修正
	第 16 節　緊急生活物資供給体制の確立	第 16 節　緊急生活物資供給体制の確立	
P146	３　生活必需物資の供給方針の決定 生活必需物資の応急供給方針は概ね以下によるものとするが、最終的には１、２の状況把握に基づき決定する。生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、新物資システム（B-PLo）を活用する。	３　生活必需物資の供給方針の決定 生活必需物資の応急供給方針は概ね以下によるものとするが、最終的には１、２の状況把握に基づき決定する。生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。	国システムの名称変更に伴う修正
P146	（１）被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ②外　　衣　　普段着、作業着、婦人服、こども服等	（１）被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ②外　　衣　　普段着、作業着、婦人服、子供服等	表現の適正化
	第 17 節　防災基幹施設における電力、通信の応急復旧	第 17 節　防災基幹施設における電力、通信の応急復旧	
P148	２　復旧を優先する施設の方針の決定 電力、通信の復旧に当たっては、災害対策事業を進めるうえでの重要な施設から復旧を優先することが望ましく、これについては、災害対策本部と電力、通信機関との協議によって決定する	２　復旧を優先する施設の方針の決定 電力、通信の復旧に当たっては、災害対策事業を進めるうえでの重要な施設から復旧を優先することが望ましく、これについては、市本部と電力、通信機関との協議によって決定するが、一	表現の適正化

<table>
<tr><th></th><th>修　正　案</th><th>現　　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>が、一般的には下記の施設において優先復旧を考慮する必要がある。
（１）災害対策本部（市役所、出張所等）

第３　救援期における災害応急対策活動
第３節　災害救助法の適用
１　災害救助法の適用
（１）災害救助法による救助の実施</td><td>般的には下記の施設において優先復旧を考慮する必要がある。
（１）市本部（市役所、出張所等）

第３　救援期における災害応急対策活動
第３節　災害救助法の適用
１　災害救助法の適用
（１）災害救助法による救助の実施</td><td></td></tr>
<tr><td>P152</td><td>ア　災害救助法事務処理系統図

</td><td>ア　災害救助法事務処理系統図

</td><td>表現の適正化
誤字の訂正</td></tr>
<tr><td>P153</td><td>イ　実施機関
（エ）なお、市長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。
<table><tr><th>救助実施内容</th><th>実施機関</th></tr><tr><td>１　避難所の設置</td><td>市</td></tr><tr><td>２　応急仮設住宅の供与
（１）建設</td><td>県</td></tr></table></td><td>イ　実施機関
（エ）なお、市長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。
<table><tr><th>救助実施内容</th><th>実施機関</th></tr><tr><td>１　避難所の設置</td><td>市</td></tr><tr><td>２　応急仮設住宅の供与
（１）建設</td><td>県</td></tr></table></td><td>内容の適正化</td></tr>
</table>

	修　正　案	現　　行	備　考

修正案

（２）入居予定者の選考、敷地の選定	市
3　炊き出しその他による食品の給与	市
4　飲料水の供給	市
5　被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	市
6　医療及び助産	県、市
7　被災者の救出	市
8　被災した住宅の応急修理	市
9　障害物（土石、竹木等）の除去	県、市
10　生業に必要な資金の貸与	県
11　学用品の給与	県、市
12　遺体の捜索	市
13　遺体の処理	市
14　埋葬	市

現行

（２）入居予定者の選考、敷地の選定	市
3　炊き出しその他による食品の給与	市
4　飲料水の供給	市
5　被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	市
6　医療及び助産	県
7　災害にかかった者の救出	市
8　住宅の応急修理	市
9　障害物（土石、竹木等）の除去	市
10　生業資金の貸与	県
11　学用品の給与	市
12　遺体の捜索	市
13　遺体の処理	市
14　埋葬	市

P154

修正案

（２）適用手続き

ア　適用手続きに係る処理事項

災害救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

（ア）報告	a　市長 （ａ）、（ｂ）　（略） （ｃ）報告内容　被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 （ｄ）、（ｅ）　（略）
（略）	

現行

（２）適用手続き

ア　適用手続きに係る処理事項

災害救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

（ア）報告	a　市長 （ａ）、（ｂ）　（略） （ｃ）報告内容　罹災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 （ｄ）、（ｅ）　（略）
（略）	

備考：表現の適正化

P155

修正案

（４）応急救助の実施

災害救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	本計画	担当部署
救助の総括	本節　災害救助法の適用	災害救助部
（略）		
応急仮設住宅の供与 被災（削除）住宅の応急修理	第２部 第２章 第３ 第９節 住宅の修理、応急仮設住宅等の供与	土木港湾対策部、農林水産商工対策部
炊き出しその他による食品の給与	第２部 第２章 第２ 第 15 節 緊急食料供給体制の確立	農林水産商工対策部

現行

（４）応急救助の実施

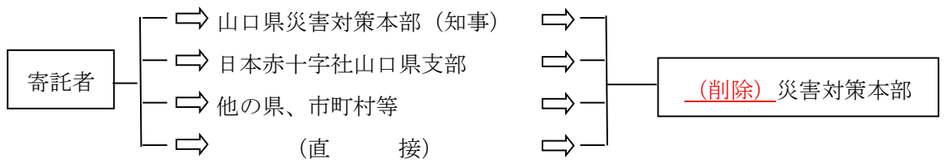
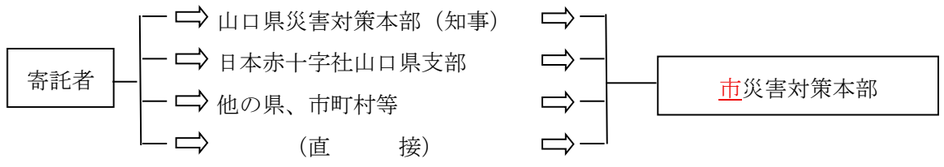
災害救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	本計画	担当部署
救助の総括	本章　災害救助法の適用	災害救助部
（略）		
応急仮設住宅の供与 被災した住宅の応急修理	第２部 第２章 第３ 第９節 住宅の修理、応急仮設住宅等の供与	土木港湾対策部
炊き出しその他による食品の給与	第２部 第２章 第２ 第 16 節 緊急食料供給体制の確立	災害救助部、総務部

備考：内容の適正化
誤字訂正

	修　正　案	現　　行	備　考
	飲料水の給与 ／ 第２部 第２章 第２ 第 14 節 緊急給水体制の確立 ／ 総務部、柳井地域広域水道企業団	飲料水の給与 ／ 第２部 第２章 第２ 第 15 節 緊急給水体制の確立 ／ 総務部、柳井地域広域水道企業団	
	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 ／ 第２部 第２章 第２ 第 16 節 緊急生活物資供給体制の確立 ／ 農林水産商工対策部	被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 ／ 第２部 第２章 第２ 第 17 節 緊急生活物資供給体制の確立 ／ 農林水産商工対策部	
	（略）	（略）	
	医療及び助産 ／ 第２部 第２章 第２ 第 11 節 医療救護・助産 ／ 災害救助部	医療及び助産 ／ 第２部 第２章 第２ 第 12 節 医療救護・助産 ／ 災害救助部	
	（略）	（略）	
	遺体の捜索・遺体の処理・埋葬 ／ 第２部 第２章 第２ 第 12 節 行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬 ／ 衛生対策部、警察署（削除）	遺体の捜索・遺体の処理・埋葬 ／ 第２部 第２章 第２ 第 13 節 行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬 ／ 衛生対策部、警察署ほか	
	障害物の除去 ／ 第２部 第２章 第３ 第６節 障害物の除去及び道路応急復旧 ／ 衛生対策部、土木港湾対策部	障害物の除去 ／ 第２部 第２章 第３ 第６節 障害物の除去及び道路応急復旧 ／ 衛生対策部、土木港湾対策部	
	業務 輸送協力 ／ 第２部 第２章 第２ 第 13 節 緊急輸送体制の確立 ／ 総務部、土木港湾対策部、警察署	業務 輸送協力 ／ 第２部 第２章 第２ 第 14 節 緊急輸送体制の確立 ／ 総務部	
	業務 労務協力 ／ 本節　災害救助法の適用 ／ 災害救助部	業務 労務協力 ／ 本章　災害救助法の適用 ／ 総務部ほか	
	２　技能者、労務者等の雇い上げ計画	２　技能者、労務者等の雇い上げ計画	
P157	（１）実施機関 技能者、労務者等の確保に必要な措置は、市の各応急対策実施部局が、担当部局（災害救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。	（１）実施機関 技能者、労務者等の確保に必要な措置は、市の各応急対策実施部局が、担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。	表現の適正化
	第４節　避難所の運営	第４節　避難所の運営	
	１　避難所の運営	**１　避難所の運営**	
P158	（１）避難所の運営担当者 （略） なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こども、食物アレルギーに配慮するものとする。 （略）	（１）避難所の運営担当者 （略） なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。 （略）	表現の適正化
	（２）避難所運営の職務内容	（２）避難所運営の職務内容	
P159	オ　状況報告及び運営記録 避難所の運営に際し、傷病人の発生等必要に応じて本部へ報告する。 また、特段の異常がなくとも１日に１回災害救助部で取りまとめのうえ、災害対策本部へ報告する。 避難所内での運営の状況については、避難日誌に記録する。	オ　状況報告及び運営記録 避難所の運営に際し、傷病人の発生等必要に応じて本部へ報告する。 また、特段の異常がなくとも１日に１回災害救助部で取りまとめのうえ、本部へ報告する。 避難所内での運営の状況については、避難日誌に記録する。	表現の適正化
	第５節　ボランティアとの連携	第５節　ボランティアとの連携	

	修　正　案	現　　行	備　考
	２　ボランティアとの連携	２　ボランティアとの連携	
P161	（２）ボランティアの活動体制整備 市は、災害対策本部設置後、災害の状況により必要と認めるときは、速やかに柳井市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設を要請し、柳井市総合福祉センターに災害ボランティアセンターの設置を行う。 なお、当該施設が災害による損傷や二次災害のおそれが大きい等により使用に適さない場合は、柳井市社会福祉協議会と協議を行い、災害対策本部が決定する。 （略）	（２）ボランティアの活動体制整備 市は、本部設置後、災害の状況により必要と認めるときは、速やかに柳井市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設を要請し、柳井市総合福祉センターに災害ボランティアセンターの設置を行う。 なお、当該施設が災害による損傷や二次災害のおそれが大きい等により使用に適さない場合は、柳井市社会福祉協議会と協議を行い、市本部が決定する。 （略）	表現の適正化
	第９節　住宅の修理、応急仮設住宅等の供与	第９節　住宅の修理、応急仮設住宅等の供与	
P173	３　応急仮設住宅等の供与 災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。 このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、災害救助法の規定に基づき、応急仮設住宅を供与するものとする。	３　応急仮設住宅等の供与 災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。 このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき、応急仮設住宅を供与するものとする。	表現の適正化
	４　応急仮設住宅の供与	４　応急仮設住宅の供与	
P174	（１）供与の目的 公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、災害救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。	（１）供与の目的 公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。	表現の適正化
	（２）応急仮設住宅に収容する被災者の条件	（２）応急仮設住宅に収容する被災者の条件	
P174	ウ　災害時に、現実に災害救助法適用市町に居住していること（被災地における住民登録の有無は問わない。）。	ウ　災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること（被災地における住民登録の有無は問わない。）。	表現の適正化
	（３）対象者及び入居予定者の選定	（３）対象者及び入居予定者の選定	
P174	イ　入居資格については、（２）「応急仮設住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮すること。	イ　入居資格については、（２）「応急住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮すること。	脱字訂正
	５　建設型応急住宅	５　建設型応急住宅	
	（３）建設方法	（３）建設方法	
P175	ア　県災害救助部救助総務班と県土木建築対策部住宅班が協議して定める。	ア　県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。	表現の適正化
P175	６　賃貸型応急住宅 被害状況等によっては、民間住宅を災害救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることか	６　賃貸型応急住宅 被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民	表現の適正化

	修　正　案	現　　行	備　考
	ら、民間住宅の確保に努める。	間住宅の確保に努める。	
	第 10 節　文教対策	第 10 節　文教対策	
	文教対策部	文教対策部	
P176	**◎　災害により教育施設に被害を受け、通常の教育を行うことができない場合において、応急教育の円滑な実施を図るため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保する。** **　また、児童、生徒の保護及び状況把握、連絡体制を整える。** ☆　教育施設が避難所として開設している時期の応急教育の開始は、避難者と教育関係者、災害対策本部との間で十分な協議を行い、ルールを確立すること。	**◎　災害により教育施設に被害を受け、通常の教育を行うことができない場合において、応急教育の円滑な実施を図るため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保する。** **　また、児童、生徒の保護及び状況把握、連絡体制を整える。** ☆　教育施設が避難所として開設している時期の応急教育の開始は、避難者と教育関係者、市本部との間で十分な協議を行い、ルールを確立すること。	表現の適正化
P176	1　被害状況の把握 文教対策部各班は、災害発生後、速やかに児童、生徒、教職員及び関係施設等の被害状況を学校長等を通して、又は自ら調査する。 被害については、災害対策本部を通じて、県災害対策本部に報告する。 （本章「第２　第３節　災害情報等の収集報告」を参照）	1　被害状況の把握 文教対策部各班は、災害発生後、速やかに児童、生徒、教職員及び関係施設等の被害状況を学校長等を通して、又は自ら調査する。 被害については、市本部を通じて、県災害対策本部に報告する。 （本章「第２　第３節　災害情報等の収集報告」を参照）	表現の適正化
	3　応急教育の実施	3　応急教育の実施	
	（２）教員の確保	（２）教員の確保	
P177	ア　教員は、原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で登校不能の教員は、最寄りの小・中学校に参集する。 ①　各学校の責任者は、学校で掌握した参集教員の人数等を学校教育班に報告し、学校教育班は、災害対策本部を通じて、県災害対策本部に報告するものとする。 ③　その他、県災害対策本部と連絡を密にとり、必要な措置を講ずるものとする。	ア　教員は、原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で登校不能の教員は、最寄りの小・中学校に参集する。 ①　各学校の責任者は、学校で掌握した参集教員の人数等を学校教育班に報告し、学校教育班は、市本部を通じて、県本部に報告するものとする。 ③　その他、県本部と連絡を密にとり、必要な措置を講ずるものとする。	表現の適正化
P178	6　学校給食の確保 文教対策部学校教育班は、災害発生後速やかに学校給食センターの調理施設、洗浄機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備についての被害状況を、センター長を通じて、又は自ら調査し、災害対策本部に報告する。	6　学校給食の確保 文教対策部学校教育班は、災害発生後速やかに学校給食センターの調理施設、洗浄機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備についての被害状況を、センター長を通じて、又は自ら調査し、市本部に報告する。	表現の適正化
	第 12 節　義援金品の受付、配分	第 12 節　義援金品の受付、配分	
P181	2　義援金品の受付 一般から拠出された義援金品は、おおむね次の経路により市に寄託される。 	2　義援金品の受付 一般から拠出された義援金品は、おおむね次の経路により市に寄託される。 	表現の適正化

<table>
<tr><th></th><th>修　正　案</th><th>現　　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第 14 節　上、下水道施設等の応急復旧
１　上水道施設等の応急復旧</td><td>第 14 節　上、下水道施設等の応急復旧
１　上水道施設等の応急復旧</td><td></td></tr>
<tr><td>P184</td><td>（１）災害時における活動
エ　被害状況を災害対策本部に報告し、被害施設の復旧及び順位計画を作成する。</td><td>（１）災害時における活動
エ　被害状況を本部に報告し、被害施設の復旧及び順位計画を作成する。</td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td></td><td>第３章　柳井市水防計画
第２節　水防組織
１　市の水防組織</td><td>第３章　柳井市水防計画
第２節　水防組織
１　市の水防組織</td><td></td></tr>
<tr><td>P196</td><td>（１）第１警戒体制
大雨注意報、（削除）、高潮注意報、大雪警報が発表されたとき又は市長が必要と認めたときは、建設部土木課内に水防準備班を設置する。</td><td>（１）第１警戒体制
大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、大雪警報が発表されたとき又は市長が必要と認めたときは、建設部土木課内に水防準備班を設置する。</td><td>防災気象情報の体系整理に伴う変更</td></tr>
<tr><td>P196</td><td>（２）第２警戒体制
（削除）大雨警報、（削除）暴風警報、高潮警報、暴風雪警報、波浪警報、津波注意報が発表されたとき又は市長が必要と認めたときは、第１警戒体制（水防準備班）における配備体制を強化しつつ、水防本部の活動に移行し得るよう準備する。</td><td>（２）第２警戒体制
高潮注意報（警報言及）、大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報、暴風雪警報、波浪警報、津波注意報が発表されたとき又は市長が必要と認めたときは、第１警戒体制（水防準備班）における配備体制を強化しつつ、水防本部の活動に移行し得るよう準備する。</td><td>防災気象情報の体系整理に伴う変更</td></tr>
<tr><td>P197</td><td>（３）水防本部体制
［水防本部の業務分掌］
<table><tr><th>班</th><th>所掌事務</th><th>担当課</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>水防班</td><td>・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること
・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。
・砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</td><td>経済建設課
農林水産課
農業委員会事務局
建築住宅課
都市計画課
土木課
下水道課</td></tr></table></td><td>（３）水防本部体制
［水防本部の業務分掌］
<table><tr><th>班</th><th>所掌事務</th><th>担当課</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>水防班</td><td>・水防に係る監視、警戒及び技術指導に関すること
・河川、道路、港湾施設等の水防に関すること。
・砂防施設及び地滑り防止区域の水防に関すること。</td><td>経済建設課
農林水産課
建築住宅課
都市計画課
土木課
下水道課</td></tr></table></td><td>内容の適正化</td></tr>
<tr><td></td><td>第４節　予報及び警報
１　気象庁が行う予報及び警報</td><td>第４節　予報及び警報
１　気象庁が行う予報及び警報</td><td></td></tr>
<tr><td>P198</td><td>（１）気象台が発表又は伝達する注意報及び警報
気象については、風水害等対策編第２部　第２章　第２　第１節「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準」を準用する。
津波については、震災対策編第２部　第２章　第２　第２節「気象庁による津波予報の発表基準と表現」を準用する。</td><td>（１）気象台が発表又は伝達する注意報及び警報
気象については、風水害等対策編第２部　第２章　第２　第１節「警報・注意報の基準」を準用する。
津波については、震災対策編第２部　第２章　第２　第２節「津波予報の発表基準と表現」を準用する。</td><td>内容の適正化</td></tr>
<tr><td></td><td>第３部　災害復旧・復興計画</td><td>第３部　災害復旧・復興計画</td><td></td></tr>
</table>

	修　正　案	現　　行	備　考
P220	第１章　被災者の復旧支援 第３節　被災者のメンタルケア ３　メンタルケア 　人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った、被災者にどのような援助ができるか、メンタルケアができるかを考えなくてはならない。 　上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市（健康福祉部健康増進課）は、県や各関係機関との協力を得て、次のような対策をできる限り、早い時期に講じるものとする。 ⑥　小・中学校でのこどもへの、精神的カウンセリング	第１章　被災者の復旧支援 第３節　被災者のメンタルケア ３　メンタルケア 　人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った、被災者にどのような援助ができるか、メンタルケアができるかを考えなくてはならない。 　上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市（健康福祉部健康増進課）は、県や各関係機関との協力を得て、次のような対策をできる限り、早い時期に講じるものとする。 ⑥　小・中学校での子供への、精神的カウンセリング	表現の適正化